

「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」等の 一部改正に関する意見募集について

I 改正の目的

今般、日本証券業協会において、「複雑な仕組債等の販売勧誘に係る「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正」が予定されている(令和5年7月1日付改正予定)ことを踏まえ、本改正に対応するため「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」等について必要な改正を行うこととする。

II 募集期間

下記の日程で、意見募集を実施する。

令和5年4月14日(金)より令和5年4月28日(金)(午後5時)まで

本件は日本証券業協会の規則等改正が令和5年7月1日であることを踏まえ、これと合わせるため、意見募集期間を2週間とする。

III 主な改正の内容

(1) 「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」の一部改正

店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託について、1年以内に同種の投資信託を販売する場合であっても、契約を締結しようとする都度、注意喚起文書を交付することとする。

(第5条の改正)

(2) 「広告等に関するガイドライン」の一部改正

複雑な投資信託に係る表示上の考え方等として、以下の内容を追加する。

- ① 銘柄名の前に「複雑な投資信託」、付近にリスク特性を表示する旨及びこれらの表示の考え方
- ② 「複雑な投資信託への投資が向かない顧客の属性」等を表示する旨
- ③ ノックイン条件及びノックアウト条件の表示に関する留意事項
- ④ 金利の表示方法、発行体の格付、保証者の表示に関する留意事項

(第2部Ⅰ.4及びⅡ.1(3)の改正)

(3) 「「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」及び「受益証券等の直接募集等に関する規則」に係る考え方」の一部改正

日本証券業協会「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第3条第3項の考え方(合理的根拠適合性ガイドライン)」、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規

則第3条第4項の考え方」(重要事項説明ガイドライン)、及び「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条第2項の考え方」(勧誘開始基準ガイドライン)の一部改正に伴い、平仄を合わせる形でQ&A形式を改めるほか、その他所要の改正を行う。
○「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」第3条第1項及び「受益証券等の直接募集等に関する規則」第4条第2項の考え方(合理的根拠適合性の考え方)

1. 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」及び「受益証券等の直接募集等に関する規則」における合理的根拠適合性の考え方
2. 合理的根拠適合性の検証
3. 社内教育等の検討

○「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」第4条及び「受益証券等の直接募集等に関する規則」第6条の2の「勧誘開始基準」の考え方の改正)

IV 今後の予定

本件に寄せられた意見に対する修正事項等の検討を行い、令和5年5月乃至6月開催予定の自主規制委員会及び理事会において規則等の一部改正を附議することを目標とし、令和5年7月1日実施を目指す。

以上